

平成24年

第1回市議会定例会 議案第33号

函館市職員定数条例の一部改正について

函館市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月24日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市職員定数条例の一部を改正する条例

函館市職員定数条例（昭和24年函館市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「1, 437人」を「1, 382人」に、「202人」を「182人」に改め、同号イ中「279人」を「266人」に改め、同条第3号中「405人」を「382人」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改正するため

【資料】

(単位：人)

区 分	現定数	増減数	新定数
(1) 議 会 事 務 局	15		15
(2) 市 長 の 補 助 機 関			
ア 一 般 部 局	1,437	△ 55	1,382
イ 企 業 局	279	△ 13	266
ウ 病 院 局	927		927
計	2,643	△ 68	2,575
(3) 教 育 委 員 会	405	△ 23	382
(4) 選 挙 管 理 委 員 会	8		8
(5) 監 査 事 務 局	8		8
(6) 公 平 委 員 会			
(7) 農 業 委 員 会	10		10
(8) 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会			
合 計	3,089	△ 91	2,998